

国家金融監督管理総局、《自動車金融会社管理弁法》を改定

国家金融監督管理総局は 2023 年 7 月 10 日、《自動車金融会社管理弁法》（国家金融監督管理総局令 [2023] 第 1 号、以下、本弁法）を公布しました。本弁法は 2023 年 8 月 11 日より施行し、旧《自動車金融会社管理弁法》（中国銀監会令 [2008] 第 1 号）は同時に廃止されています。

本弁法は、2003 年に公布され、2008 年の改定以来 15 年ぶりに改定されました。主には出資者に対する資格要件や設立条件、業務範囲、コーポレートガバナンス、リスク管理などの項目で改定がなされました。最低登録資本金が 5 億元から 10 億元に引き上げられたことにより自動車金融業への参入ハードルが高まった一方、アフターサービス業者等への融資業務が認められるなど業務範囲が拡大しました。また、自動車金融会社が海外子会社を設立することに関しても認められました。

原文は、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/rulesDetail.html?docId=1117684&itemId=4214&generaltype=1>

<本弁法の概要>

1. 総則

自動車金融会社 定義	● 国家金融監督管理総局の承認を得て設立された自動車金融サービスを提供する非銀行金融機関
企業名称	● 「自動車金融」などの語句を表記しなければならない ● 国家金融監督管理総局の承認を得ることなく、「自動車金融」「自動車信用貸付」「自動車ローン」などの語句を使用してはならない
監督管理機構	● 国家金融監督管理総局及びその派出機構

2. 機構設立

出資者の 資格要件 (共通)	● 出資者は中国国内外で設立された非銀行企業法人であり、主要出資者 [※] は自動車製造企業または非銀行金融機関でなければならない ※出資額が最大かつ出資比率が 30%を下回らない出資者 ● 出資者のうち最低 1 名は 5 年以上の自動車消費金融業務管理とリスク管理の経験を有すること、あるいは適格な専門管理チームを導入し、その中に自動車金融業務の豊富な経験を有する高級管理者とリスク管理専門家がそれぞれ最低 1 名所属していること
----------------------	---

<p>出資者の 資格要件 (出資者が 非金融機関)</p>	<p>① 直近 1 期会計年度の営業収入が 500 億元相当以上。主要出資者である場合、自動車金融業務を十分に支援できる自動車製造・販売規模を有すること</p> <p>② 直近 1 期会計年度末の純資産は総資産の 30%を下回らない。支配株主である場合、直近 1 期会計年度末の純資産は総資産の 40%を下回らない</p> <p>③ 財務状況良好で、直近 2 期会計年度で連続黒字計上。支配株主である場合、直近 3 期会計年度で連続黒字計上</p> <p>④ 出資金は自己資金であり、借入金や他者からの委託資金を出資金として充当してはならない</p> <p>⑤ 権益性投資残高は純資産の 50%を超えてはならない（当該投資額を含む）。支配株主である場合、原則として純資産の 40%を超えてはならない（当該投資額を含む）。国务院が規定する投資会社、持株会社は対象外</p> <p>⑥ 直近 2 年で重大な違法・違反行為がないこと</p> <p>⑦ 主要株主は持分取得した日から 5 年以内に保有持分を譲渡してはならず、保有持分への質権設定や信託しないことを承諾し、会社定款に明記すること (後略)</p>
<p>出資者の 資格要件 (出資者が非銀行 金融機関)</p>	<p>上項④⑥⑦の条件のほか、下記条件を充足すること：</p> <p>① 登録資本金が 3 億元相当以上</p> <p>② 良好なコーポレートガバナンス体制、内部統制メカニズム、健全なリスク管理システムを有すること。主要出資者である場合、5 年以上の自動車消費金融業務管理とリスク管理の経験を有すること</p> <p>③ 財務状況良好で、直近 2 期会計年度で連続黒字計上</p> <p>④ 権益性投資残高は純資産の 50%を超えてはならない（当該投資額を含む） (後略)</p>
<p>登録資本金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低資本金額は 10 億元相当で、一括で払込すること
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車金融会社は全国で業務展開可能。また承認を得ることなく支店を設立してはならない ● 承認を得た上で、海外子会社の設立が可能（詳細な設立条件・手続は別途制定予定） ● 董事と高級管理者に対して就任資格認可制度を設定

3. 業務範囲

<p>業務範囲</p>	<p>以下の人民元・外貨業務の一部または全部の取扱い可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株主及びそのグループの親会社や子会社の定期預金または通知預金の受入 ● 自動車ディーラー及びアフターサービス業者からの貸付保証金と、レシーからの自動車リース保証金の受入 ● インターバンク取引 ● 金融機構からの借入
-------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ● 非資本類債券の発行 ● 自動車及びその付属品に対する貸付及びファイナンスリース業務 ● 自動車ディーラー及びアフターサービス業者向けの融資業務 (在庫仕入、ショールーム建設、部品やメンテナンス設備購入などに対する貸付含む) ● 自動車及びその付属品に対する貸付及びファイナンスリース資産の譲渡または譲受 ● 車両の残存価値評価及びその売却、処理業務 ● 自動車金融関連のコンサルティング及び代理業、サービス業務
申請可能な業務	<p>条件を満たす自動車金融会社は、国家金融監督管理総局及びその派出機構に以下の人民元・外貨業務の一部または全部の申請可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資本調達手段の発行 ● 資産証券化業務 ● リスクヘッジ業務 ● 国家金融監督管理総局が承認したその他業務

4. コーポレートガバナンスと内部統制

コーポレートガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ● コーポレートガバナンス体制を構築・整備し、各ガバナンス機関の独立運営、有効な牽制、相互協力及び協調運営の原則に従い、合理的な意思決定、有力な執行、有効な監督を実施するコーポレートガバナンスメカニズムを構築する ● 持分管理関連制度を構築・整備し、持分管理を強化し、株主の行動を規制する ● 報酬管理制度を構築し、報酬体系の適正化を図り、経営幹部及びリスクに重要な影響を与える役職者に対しては、報酬の後払いや報酬の回収・控除の制度構築を通じて、インセンティブと制約を同時に考慮する ● 年次情報開示制度を確立・整備し、毎年 4 月 30 日までに公式サイトなどを通じて、基本情報、財務会計報告、リスク管理情報、持分情報、関連取引情報、消費者苦情相談窓口などを情報公開する
内部統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営特性に応じた内部統制の仕組みを構築し、内部統制の遵守状況の評価と監督を実施し、安全で安定した経営を確保する

5. リスク管理

リスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ● リスク管理体制を構築し、リスクガバナンス体制、リスク管理方針・手続を整備し、各種リスクを効果的に識別、測定、監視、管理、或いは軽減させる ● コンプライアンス管理体制を構築し、コンプライアンス管理方針を策定し、コンプライアンス教育を強化する ● 流動性リスク管理体制を構築し、流動性リスク対応計画を策定し、潜在的な流動性リスクを排除する
---------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報技術リスク管理体制を構築し、ネットワークセキュリティ、データセキュリティ、事業継続、アウトソーシングなどの分野におけるリスクを抑制し、情報システムの安全運用を保証する ● 協力機関[※]のリスト管理制度を実施し、協力機関の参入・撤退基準や評価制度を構築し、協力機関及び協力事項が法令や規制要件を遵守していることを確認する <p>※ 協力機関とは、マーケティング、協調融資、資金決済、リスク分担、情報技術、延滞回収などの分野で協業する各種機関を指す</p>
<p>自動車・付属品等への融資・ファイナンスリース業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車ディーラー及びアフターサービス業者に対して融資業務を行う自動車金融会社は、債務者の信用格付を実施し、格付に応じた与信管理を行う ● 自動車及びその付属品に対する貸付及びファイナンスリース業務を行う自動車金融会社は、借入人またはレシーの信用状況を総合的に評価する ● ファイナンスリース業務を行う自動車金融会社は、リース車両の価値評価と価格決定システムを構築・整備し、リース債権に対するリース物件価値のリスクカバレッジを綿密に計算し、有効なリスク対策を講じる ● 中古車ファイナンス事業を行う自動車金融会社は、中古車市場の情報データベース及び残価計算システムを構築し、車両取引及び残価リスクを抑制する ● 自動車の付属品に対する貸付及びファイナンスリース業務を行う自動車金融会社は、付属品の価値を客観的に評価し、付属品に対する融資限度額を設定する <p>付属品に対する融資金額は付属品の販売価格の 80%を超えてはならず、付属品の販売価格が 20 万元を超える場合、その融資金額は販売価格の 70%を超えてはならない</p>
<p>監督管理指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己資本比率、レバレッジ比率は国家金融監督管理総局の最低要件を下回ってはならない ● 単一の借入人に対する与信残高は純資産の 15%を超えてはならない ● 単一の企業グループに対する与信残高は純資産の 50%を超えてはならない ● 単一の株主及びその関連先に対する与信残高は当該株主から自動車金融会社への出資額を超えてはならない ● 自用の固定資産比率は純資産の 40%を超えてはならない ● 流動性比率は 50%を下回ってはならない

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開発区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1併公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。